

制限行為能力者 宅建 R03(12)-03-2 <<#963>>

【問】 正誤をつけよ。

成年後見人が、成年被後見人を代理して行う次に掲げる法律行為について、民法の規定によれば、家庭裁判所の許可を得なければ代理して行うことができない。

法律行為

「成年被後見人が所有する成年被後見人の居住の用に供する建物への第三者の抵当権の設定」

【答え】 正しい

《ポイント》 成年被後見人の居住用不動産の処分についての許可

成年後見人は、成年被後見人に代わって、その居住の用に供する建物又はその敷地について、売却、賃貸、賃貸借の解除又は抵当権の設定その他これらに準ずる処分をするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。

※ なお、本問とは関係ないが、成年後見人には同意権がないことに注意

【渋谷会】おすすめ講座

令和6年版『宅建これだけで合格セット』

宅建基幹講座(インプット) & 宅建過去問演習講座(アウトプット)のセット

宅建合格のための準備はこれだけで十分、あとは過去問演習で自習

<https://shibuyakai.com/>

